

法人協

第31号

2017年9月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

〔もくじ〕

社会福祉法人協議会役員名簿・事業計画	3
社会福祉法人協議会 副会長・委員長あいさつ	4
社会福祉法人協議会からのお知らせ（第1回総会・フォローアップセミナー ほか）	10
全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）への加入のご案内	12

社会福祉法の改正と 社会福祉法人協議会の取組み

東社協 社会福祉法人協議会 会長 品川 卓正
(社会福祉法人村山苑 理事長)

1 はじめに

平成27年4月に社会福祉法人協議会会長に就任してから、一期2年が経過しました。この間、会員・役員、そして事務局職員皆様方のご支援・ご協力を頂き、無事に会務を進めることができましたこと、改めて感謝申し上げます。また、この度、会長の再任をお受けし、改めて2年間を振り返ってみますと、会長職の責任の重大さを痛感しているところです。印象としては、ちょうど2年前は社会福祉法の改正が議論され、社会福祉法人の在り方が問われようとしている中、社会福祉法人関係者は社会福祉法人制度の将来像について大きな不安を抱きました。そのような状況の中で、社会福祉法人協議会は、会員の皆様方に如何にして的確な情報を、時間を置かず、お知らせすることができるのか悩みました。今期から副会長を4人制にして業務を分担し、担当することによって会務を進め、会員皆様方のお役に立てたらと思っています。会員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

昨年3月31日、難産の末に「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が国会において可決されましたので、社会福祉法の改正とそれに伴う社会福祉法人協議会の取組みについて述べてみたいと思います。



2 社会福祉法改正の背景

本年4月1日、改正社会福祉法が本格的に施行されました。改正の背景には二つあると思

ます。一つは、社会福祉基礎構造改革により、高齢や障害分野に利用契約制度が導入され、社会福祉法人以外の特定非営利活動法人などの非営利組織や株式会社等が福祉事業への参入が可能となり、このことによって経営主体間のイコールフットィング論が浮上し、社会福祉法人に対する優遇税制や補助金、特養施設への参入規制等の不公平さが議論されたことです。もう一つは、社会福祉法人が多額の累積金を留保しているとの新聞報道がなされ大きな反響を呼んだことです。この二つのことが大きな引き金となって、厚生労働省は社会福祉法人制度を維持するために、各種審議会や社会福祉法人の在り方に関する検討会等を設置して検討し、その結果を取りまとめ、社会福祉法人が今後も地域福祉の担い手としてその役割を果し、地域から信頼され、公益性と非営利性を兼ね備えた法人として、その存在意義を発揮できるよう改正しました。

3 改正の要点

改正の要点は、先の公益法人改革を参考にしつつ、先ず理事による独断専行を牽制するための議決機関として評議員会の必置を義務付けた「経営組織体制の強化」を取り上げ、次に法人の経営状況を表す計算書類、現況報告書及び役員報酬基準の公表に係る規定の整備などを義務付ける「事業運営の透明性の確保」を、また「財務規律の強化」として、法人の資金が適正に管理されるよう役員報酬基準の作成と公表、「社会福祉充実残額」を明確にし、残額が発生する法人には「社会福祉充実計画」の作成を義務付け、不祥事の未然防止と福祉事業などへの計画的な再投資を通じ、事業の継続性を担保しようとしていることです。そして、社会福祉法人だからこそできる制度の狭間で生じる困難な福祉ニーズに対応するよう「地域における公益的な取組みを実施する責務」を負わせ、社会福祉法人の奮起を促しています。「行政の関与の在り方」においては、都道府県の役割として市による指導監督を支援し、経営改善や法令順守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備、そして都道府県による計算書類等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備などを行うとしていることです。

4 社会福祉法人協議会の改正社会福祉法への対応と取組み

社会福祉法人協議会（以下法人協議会）は、社会福祉法改正に対し、東京都、全国経営協、及び全社協等に講師の派遣を依頼して研修会を開催し、会員の皆様方に法改正の趣旨、内容等についての理解を深めて頂く努力をしました。今回の社会福祉法改正の本質は社会福祉法人制度の維持、発展にあると考えます。その意味において改正の要点の中で最も重要なのは「地域における公益的な取組みを実施する責務」にあると思います。社会福祉法人に課せられたこの責務は、社会福祉法人に資金が有る無しに関わらず、積極的に取り組まなければならない項目であり、社会福祉法人だからこそできる制度の狭間で生じる困難な福祉ニーズに迅速かつ丁寧に対応することを求めています。

法人協議会は、事業者間のイコールフットィング問題や資金留保問題が表面化し、社会福祉法人の在り方が問われ始めた平成23年頃から、調査研究委員会において社会貢献活動について検討してきました。法人協議会としては、平成16年から大阪府社会福祉協議会が老人施設部会との連携により実施していた「生活困窮者レスキュー事業」を参考にしたいと考え、何度か視察させて頂き、取組みについて検討しました。結果として、法人協議会は東京都社会福祉協議会傘下の組織として、東京都独自の事業に取り組むこととなりました。

事業の内容は、先ず、各社会福祉法人による取組み、次に各地域（区市町村社協を中心とした連携）における取組み、そして広域（東京都全域）における取組みです。これを統括する組織として、「東京都地域公益活動推進協議会」を平成28年9月に設立し、現在、本格実施に向けて検討し、努力しているところです。法人協議会は、「東京都地域公益活動推進協議会」を構成する一員として、今年度、区市町村社協を中心としたネットワークづくりの拡大と、広域による取組みである「はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）」への協力を各法人に呼び掛け、できるだけ多くの法人の参加を得て、社会福祉法人の存在意義を示していきたいと考えています。

■ 社会福祉法人協議会役員名簿

(任期 平成29年 4 月 1 日～平成31年 3 月31日)

職名	氏 名	所属法人	備考（経営施設所属部会）
会 長	品川 卓正	村山苑 理事長	(救護、高齢、身障、保育)
副会長	田中 正巳	三社会 理事長	(保育)
副会長	高原 敏夫	マザアス 理事長	(高齢)
副会長	齋藤 弘美	大洋社 常務理事	(母子、保育)
副会長	石川 雅昭	聖光会 理事長	東京都青年経営者会推薦 (保育)
役 員	相羽 孝昭	アゼリヤ会 理事長	(高齢、救護、保育)
役 員	石渡 健太郎	東京光の家 常務理事	(救護、身障、知的)
役 員	岡本 正久	あだちの里 常務理事	(知的、身障)
役 員	神田 明啓	芳洋会 常務理事	(高齢)
役 員	近藤 常博	聖風会 理事長	(高齢)
役 員	坂本 寛	みその福社会 理事長	(高齢)
役 員	佐々木 晶堂	蓮花苑 理事長	(児童、保育)
役 員	下竹 敬史	さくら福社会 理事長	(保育)
役 員	杉木 康浩	緑風会 理事	(医療)
役 員	関根 陸雄	徳心会 理事長	(高齢、知的)
役 員	高橋 信夫	武蔵野会 理事長	(知的、高齢、身障、児童)
役 員	田中 雅英	大三島育徳会 理事長	(高齢、知的)
役 員	中島 真由美	太陽福祉協会 副理事長	(知的)
役 員	保坂 俊晴	泉会 理事	(身障)
役 員	増澤 正見	よしの保育園 理事	(保育)
役 員	宮田 浩明	クリスト・ロア会 理事長	(児童)
役 員	物井 洋介	聖愛学舎 理事長	(保育)
役 員	市原 純哉	あいのわ福社会 施設長	東京都青年経営者会推薦 (身障、知的)
役 員	田中 賢介	三社会 施設長	東京都青年経営者会推薦 (保育)
役 員	山村 修司	徳心会 専務理事	東京都青年経営者会推薦 (高齢、知的)

■ 平成29年度社会福祉法人協議会事業計画（一部抜粋）

活動の重点

- 1 会員法人が共通に抱える課題等についての相互理解、共通認識を深めるため、現行の委員会活動を中心に具体的な取組みを実施する。
- 2 社会福祉法人を取り巻く諸情勢が大きく変化していることを踏まえ、今後求められる取組みの実施について役員会を中心に検討・企画を行う。
- 3 特に、地域公益活動の推進については、社会福祉法人が種別を超えて連携し、各地域における福祉問題の解決につなげていく仕組みを構築できるよう、東京都地域公益活動推進協議会への参画について理解促進に努める。

上記活動の重点をもとに、役員会、各種委員会、総会等とともに、青年経営者会の活動を推進していきます。また、全国社会福祉法人経営者協議会との連携を深め、今年度から2年間、南関東・甲静ブロック社会福祉法人経営者協議会の事務局としても活動を進めてまいります。

地域での公益的な取組みの促進に向けて

東社協 社会福祉法人協議会 副会長 田中 正巳
(社会福祉法人三社会 理事長)

社会福祉法人三社会は都内4地域7カ所で保育所を経営しており、社会福祉法人協議会には保育の立場で参加しています。

今期、副会長を継続するにあたり、社会福祉法人の地域における公益的な取組みが世間から見える形になるようお手伝いをしたいと考えていますが、そのためにも多くの保育所の参加を促さなければなりません。

平成28年9月21日に東京都地域公益活動推進協議会が設立され、個々の社会福祉法人、自治体レベルの地域ネットワーク、オール東京の広域における3層の取組みが提唱されました。広域における取組みとしては、「はたらくサポートとうきょう」がスタートし、各地域では種別を超えた社会福祉法人のネットワークが築かれていましたが、平成28年度内に具体的な取組み・活動が見える形までは進んでいません。

私自身の母体である保育は、小さな子ども達を預かっており、新たな取組みを進めるにはまず保護者の信頼を得なければならないという特殊性はありますが、広域、地域のネットワークへの参加率が他の種別より低くなっています。社会福祉法人の中で、法人数としては大きな割合を占めるだけに、社会福祉法人全体として地域公益活動に取り組んでいると認識してもらうためには多くの保育所の参加が必要です。

この現状を改善するには、広域における取組「はたらくサポートとうきょう」についての活動内容はすでに周知されており、参加することを逡巡させている壁を取り除くことが必要で、そのために多くの実践例を示すことが大切です。また、各地域の取組みについては、それぞれ地域の特性がありますが、まずどここの施設でも容易に取り組めることから始め、ネットワークの存在意義を認識してもらい、次のステップに進むことではないかと考えています。

新制度の下で、新しい現況報告書には地域における公益的な取組みの報告が求められていますが、平成29年度の活動として都内の多くの社会福祉法人が3層の取組みを記述し、福祉に関わる運営主体として、本来事業以外にも多彩な地域貢献活動をしていることが周知されるよう微力ですが頑張ってまいりたいと考えています。



7つの宣言

東社協 社会福祉法人協議会 副会長 高原 敏夫
(社会福祉法人マザアス 理事長)

社会福祉法人改革による変更・準備等多忙な日々を乗り越えて、一息ついているのが今の法人の姿でしょうか。しかし、これからが重要と認識しています。

本来業務の「サービスの質の向上」「施設職員による地域活動の推進」は介護報酬の切り下げ、職員不足等切実な課題を超えて対応し



ていかなければならない課題であります。

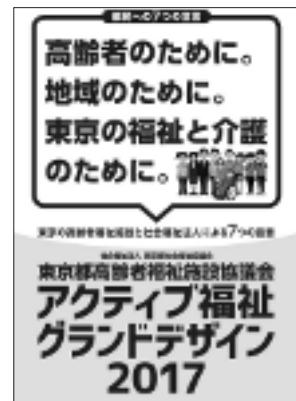
社会福祉法人の足元をみると、「社会福祉法人に関する全国生活者1万人意識調査」（全国社会福祉法人経営者協議会）における社会福祉法人の認知度はたった22%であり、「言葉は知っている」64%、「知らない」14%ということを厳粛に受け止めなければなりません。この結果には法人側の努力不足がはっきりと見えてきています。

全国社会福祉協議会では、今年度「存在意義を発信し、信頼・支持される事業所となるための広報活動」と題して社会福祉法人広報強化セミナーが企画されました。事業所が地域から信頼されれば、結果として法人の信頼につながることでありますが、これからは法人のイメージを定着させる努力が求められています。

東京都高齢者福祉施設協議会では「アクティブ福祉グランドデザイン2017」を策定し、「高齢者福祉施設は行動します」として「7つの宣言」を発表しました。

- 1 私たちは、質の高い高齢者福祉・介護サービスを提供します。
- 2 私たちは、地域が求める高齢者福祉・介護サービスをつくります。
- 3 私たちは、さまざまな課題を抱える高齢者の暮らしを守ります。
- 4 私たちは、生活困窮者支援などの地域公益活動をすすめます。
- 5 私たちは、地域の防災拠点としての役割を果たします。
- 6 私たちは、高齢者福祉を担う人材の確保をすすめます。
- 7 私たちは、地域に貢献する福祉人材を育てます。

この宣言のもつ背景には東京の高齢者福祉が抱える、非常に重大な課題が含まれております。この宣言は高齢者福祉に従事しているものが、自らに、そして、東京都民に向かって宣言したものです。しかも、「東京の高齢者福祉施設と社会福祉法人による7つの宣言」と謳われています。社会福祉法人協議会もこれを追認して、職員教育の教材に、広報活動やイメージアップ戦略に利用してみてもいいのではないでしょうか。



組織強化と地域で必要とされる社会福祉法人へ

東社協 社会福祉法人協議会 副会長 齋藤 弘美
(社会福祉法人大洋社 常務理事)

私の法人は、大正11年から相談事業を開始し、母子生活支援施設を中心に子ども家庭福祉領域の事業を担ってきました。現在は、大田区と練馬区で、母子生活支援施設、緊急一時保護事業、子育て支援事業、保育所、学童保育、ひろば事業、ファミリーサポートセンター事業など11の事業を行っています。

これまで社会福祉法人協議会では、約15年前にその子組織にあたる東京都青年経営者協議会に加入し、東京の青年経営者会二代目会長を二期4年勤めました。その後、親会の役員として調査研究委員会、地域公益活動推進委員会などに所属し、東京都社会福祉協議会では、地



域福祉推進委員会や地域公益活動推進協議会などに参加していく中で、福祉施設経営のあり方や地域福祉について、学び、考える機会を得てきました。

今年度から、東京都社会福祉法人協議会の副会長を拝命しました。

まだまだ未熟ではありますが、これまでの経験を活かし、「組織強化」と「地域で必要とされる社会福祉法人へ」の取り組みを行っていきたいと考えています。

一つ目の「組織強化」は、①法人協議会活性化のための会長の補佐と委員会への参画、②全国社会福祉法人経営者協議会の南関東ブロックの担当県としての業務遂行、③全国社会福祉法人経営者協議会の協議員として、東京と全国の連携です。

二つ目の「地域で必要とされる社会福祉法人へ」は、①地域共生社会を念頭にした地域福祉の自らの実践と活動推進、②社会福祉法人のガバナンス強化のための児童分野や地区での支援の実施、③社会福祉法人や福祉職場のPRを含めた様々な情報発信です。

2年間でできることは限られていると思いますが、自らできるところから実践し、組織活性のための一躍が担えるよう努力していきたいと思います。

東京都青年経営者会という「経営」を考える場

東社協 社会福祉法人協議会 副会長 石川 雅昭
(社会福祉法人聖光会 理事長)

東京都青年経営者会の会長という立場から、法人協議会の副会長を務めさせて頂いております石川です。

私の法人は保育所の運営を主たる業務として行っていますが、青年経営者会や法人協議会との関わりを頂いたことで、様々な異なる種別の皆様と出会い、多くの学びを得ることが出来ました。

それはこれからの社会福祉法人の「経営」を考えさせられる良い機会でもありました。

近年、偶然にも社会福祉法人改革の波が押し寄せ、新しい形での評議員会設置や理事会の在り方の変化が求められ、保育、高齢、障害等の種別を超えてその対応に追われたことは記憶に新しいと思います。多くの関係者の皆様がこれからの福祉・社会福祉法人の方向性を模索し、果敢に様々な取り組みをしている今、社会福祉法人協議会や東京都青年経営者会の役割も少しずつ変化しているように感じます。

そのような環境の中で、東京都青年経営者会は先輩方の積み上げてきた経験と知己を活かし、セミナーや施設見学を主催し、社会福祉法人に係る皆様の学びの場として、また新たな出会いの場としての機能を果たして参りました。

特にセミナーではマネジメントや人材確保等の方法を座学だけではなく、グループセッションで体験的に知識を吸収し、施設見学では様々な「経営」のヒントを肌で感じる事も出来、多くの方から好評を頂きました。

今後2年間も会員の皆様、また非会員の方たちにも益々こういった「経営」について考える機会をどのように提供するかをいつも考えながら、参加してよかったと思っていただけるような会の運営を行う事で、種別を超えた社会福祉法人運営の発展の一助になれば幸いと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



各社会福祉法人が直面する経営課題の解決のために

東社協 社会福祉法人協議会

調査研究委員会 委員長 石渡 健太郎

(社会福祉法人 東京光の家 常務理事)

平成29年度に調査研究委員会の委員長を拝命しました東京光の家の石渡と申します。

平成29年度社会福祉法人協議会事業計画書の中に記載されている調査研究の活動方針は「社会福祉法人の取り巻く厳しい環境変化の中、改正社会福祉法施行への対応をはじめ、各社会福祉法人が直面する経営課題や社会福祉法人に求められる地域公益活動をどのように推進していくべきかについて調査研究を進める。」とあります。

特に今、各社会福祉法人が直面する経営課題が何なのか、その解決方法はあるのか、等々について調査研究をすすめていきたいと考えております。

このような考え方の中で過去に調査研究委員会では、いろいろな活動を行って参りました。具体的には社会福祉法人が公益性を担保していくために地域貢献・地域公益活動として生活困窮者に対する支援が求められていた中で、生活困窮者向け住まいの場の提供サービスや就労支援を行っている NPO 法人を取材しました。

また、今回、東京都地域公益活動推進協議会が広域連携による「はたらくサポートとうきょう」で行う中間的就労（就労訓練事業）と同様に、働きたいけどなかなか働くことができない人達に対して先駆的取り組みを行っている千葉県の「生活クラブ風の村」にも取材させて頂きました。

昨年度においては社会福祉法改正の下、社会福祉法人改革が行われた中、経営協の制度・政策委員会の平田委員長や福祉医療機構の千葉氏をお迎えし、理事・評議員のガバナンスのあり方や社会福祉充実残額計算方法等のタイムリーな情報提供に努めて参りました。

今後も引き続き経営課題である地域公益活動や平成30年度の介護・障害報酬改定問題、そして各法人の共通した経営課題である人材確保・人材育成・人材定着等に関しても調査・研究をしていきたいと考えておりますので今後とも宜しくお願い申し上げます。



組織は人なり

東社協 社会福祉法人協議会

研修委員会 委員長 神田 明啓

(社会福祉法人 芳洋会 常務理事)

気が付けば社会に出て33年が経過しました。子どもの頃は父が経営していた製造業の会社の跡を継ぐものとして育ちました。ですから大学時代は就職活動もせず幼少期より続けていた剣道に明け暮れていました。そして卒業するや否や親会社である親戚の会社に修行に出ました。今から30年数年前という日本はバブル経済の真っ只中で世間は好景気に沸いていました。しかし父が経営していた会社は一向に業績が上がらない苦しい状況が続いていました。いわゆる空洞化で日本の大手企業は海外の安い人件費を求め、どんどん海外に進出した時代でもありました。また、国内生産の自動車部品などは品質の要求事項は高くなるのとは逆に、製造単価はどんどん安くなる一方で倒産する中小企業も出始めていました。社会人駆け出しの私でも高い技術力と組織力がないと勝ち目は無いと薄々気づいていたのかも知れません。福島県いわき市の工場に勤務していた私に父から体調の問題と業績の問題で会社を廃業にしたいと相談があったのはちょうどその頃でした。私も悩みながらこの仕事を続ける事に不安を感じ、そのことを恩師（工場長）に相談すると二つ返事で「まだ若いし良いチャンスなので転職も考えてみてはどうか」と励まされ辞めることを決意しました。今思うと私の将来を含め客観的で適切なアドバイスであったと感謝するばかりであります。



その後は学生時代の先輩の紹介で大手百貨店に運良く転職することができました。そこは本当に自由な社風があり、入社して間も無い私にどんどん重要な仕事を任せてくれました。上司も部下も一つの目標に向かい、思いっきり暴れられるそんな良い時代であり毎日が楽しくて仕方ありませんでした。当然、民間企業なので業績を上げるためには死に物狂いで頑張る人たちがばかりで厳しさもありましたが、とにかく仕事の楽しさを教えて貰った場所でした。今思えば何の計算も無く無我夢中で走り貫いた20代の経験が、今の私の大きな財産になっているのは間違いありません。

福祉の仕事をするようになって今年で27年目になります。当時、亡くなった父が理事長を務めていた今の法人からそろそろ福祉の仕事をしてはどうかと誘いを受けていました。福祉関係のベースが全くない私にできるのかと不安を抱えるまま、大した志も無いままこの業界に飛び込んだのが正直なところです。当時の法人はいわゆる一法人一施設の措置施設で行政の影響力が強く、変化の激しい民間企業の現場を経験している私には毎日が違和感の連続でありました。しかし2000年の介護保険制度導入で社会福祉を取り巻く環境は激変していきました。

私たちはこれを大きな変革のチャンスと捉え自法人の組織改革に取り組みました。私も改革メンバーの一人として民間企業の経営やマネジメント手法等の研修会に積極的に参加しました。また先進的な経営を行っている社会福祉法人等の見学にも出向き、良いと思ったことは全て試してみました。とにかくこの硬直化した組織風土と雰囲気を変えたいという思いがありました。その為に経営コンサルタントも活用して人事制度にも手を付けました。すると職員のやる気の有無が透けて見えるのと同時に、改革メンバーの中心にいた私に対して無記名の脅迫状や無言電話が入るようになりました。組織改革とは甘いものではないと覚悟を決め、その圧力に対して信頼できる仲間たちと必死に戦いました。その後、組織が落ち着くのに3年の月日を要しました。この経験は今の私の精神的支柱になっていると同時に「組織は人なり」、職場は人間同士の信頼関係で成り立っている事の大切さを教えてくれました。

これからも社会福祉法人協議会での研鑽と交流の中で様々な学びや刺激を受けて、地域社会に貢献できる社会福祉法人として成長していきたいと思っています。

<調査研修委員会の取組み>

今年度も昨年度に引き続き、全国社会福祉法人経営者協議会との共催のもと、社会福祉法人を取り巻く諸情勢への適切な対応に資する「経営協セミナー」を2回予定しております。各法人の取組の参考になったとの声も多くお寄せいただいております。ぜひ参加いただけますと幸いです。

東京都における地域公益活動の推進について

東社協 社会福祉法人協議会

地域公益活動推進委員会 委員長 相羽 孝昭

(社会福祉法人 アゼリヤ会 理事長)

社会福祉法人を取り巻く情勢

社会福祉法人を取り巻く情勢はまことに厳しいものがあります。すべてにおいて経済が優先で、福祉の世界にまで市場原理が堂々として入ってきております。この流れを止めることは難しい。多くの事業体が福祉的な事業に参入してきており、イコールフットINGの要求はきわめて根強いものがあります。社会福祉法人に対しては非課税と補助金という政府の庇護の下で訳のわからないビジネスをやって金を貯めこむなどの負のイメージも強いのではないのでしょうか。今本気を出して、社会福祉法人の存在価値をきちっと社会にアピールしなければ、課税問題も息をふき返し、社会福祉法人制度そのものが潰されることも懸念されます。



東京都地域公益活動推進協議会への加入促進

社会福祉法人の存在価値をどうしたら世間にアピールできるでしょうか。私たちのまわりには、いわゆる制度の狭間の問題として、ひきこもり、いじめ、過労死、老々介護、孤独死、子供の貧困、朝食抜きの子供など、毎日テレビや新聞をにぎわしているニュースがあふれています。これらの問題に社会福祉法人が横にタイアップして強い力で対処できればと考えました。

それにはそれなりの仕掛けが必要です。東京ではその仕掛けとして昨年9月に「東京都地域公益活動推進協議会」が発足しました。この協議会の目的は、高い意識を持った社会福祉法人が団結し、市区町村においてネットワークを形成し、また都内全域でも連携を取り、単独事業体ではできないことをやって見せ、これを世間に発信することです。

法人協としては、数年前からあった社会貢献推進委員会を引き継いで「地域公益活動推進委員会」とし、この協議会にできるだけ多くの社会福祉法人に参加してもらえるように活動を始めています。

今年度の活動

東京都地域公益活動推進協議会に設置された情報発信委員会や広域連携推進委員会と十分に連携を取りながら、同協議会への加入促進に向けた情報提供や普及啓発を実施しています。実際に動いてみると、この協議会に入るよう説得する力がまだまだ十分でないと痛感させられます。

そこで、このような活動では先進県である大阪と滋賀を訪問して、事例や課題など必要な情報を収集することを計画し、7月末に実施しました。このことについては、後日法人協誌面でご報告することになりますので、ご期待ください。

■ 第1回社会福祉法人協議会 総会を開催しました

法人協では、平成29年5月24日（水）に第1回総会を中野サンプラザにおいて開催し、平成28年度事業報告・収支報告の審議を行い、原案通り承認されました。

議事に引き続き、「社会福祉法人を取り巻く諸課題」をテーマに、全国社会福祉法人経営者協議会副会長の菊池繁信氏による講演が行われました。社会福祉法人制度改革において何が問われているのかを改めて確認するとともに、「地域における公益的な取組みを実施する責務」や「財務規律の強化」等の残された課題に関する説明がありました。全国経営協の取組も紹介いただきました。

次回の定例総会は、平成30年2月14日（水）午後を予定しております。次回総会も多くの会員法人の皆様のご出席をお願いしたいと存じます。



■ 社会福祉法人制度改革対応フォローアップセミナー(前期)を開催しました



8月2日（水）に、あいおいニッセイ同和損保新宿ビル・ホールにおいて、社会福祉法人制度改革対応フォローアップセミナー（前期）が開催され、330名を超える法人の方にご参加いただきました。

この取組みは、昨年引き続き、全国社会福祉法人経営者協議会との共催により、法人協が開催するものです。平成29年4月1日から改正社会福祉法が全面施行され、すべての社会福祉法人が今回の社会福祉法人制度改革で要請されている事項に正しく対応していく

ことが求められている中、各法人が円滑に取り組めるよう企画されたものです。

まずは、全国経営協地域共生社会推進委員会委員の廣江晃氏から「要チェック！改正社会福祉法施行後の法人経営」という題目で講義がありました。社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認や、改正社会福祉法の施行に関連する制度改正の説明、制度改革を踏まえた法人経営のあり方、地域における公益的な取組みと効果的な広報戦略等の話をいただきました。

次に、全国社会福祉協議会法人振興部の鈴木史郎氏から、「『知らない』では済まされない！指導監査ガイドライン徹底解説」という題目で、指導監査の見直しの全体像、指導監査ガイドラインの留意点等の説明がありました。

そして最後に、「東京都内における地域公益活動の推進について」、東京都地域公益活動推進協議会広域連携事業推進委員会委員長の田中雅英氏から、東京都地域公益活動のしくみと今年度の実施状況について説明いただきました。

今年度は、初冬にもフォローアップセミナーを予定しておりますので、ご参加よろしく願います。

■「改正社会福祉法への対応状況」に関するアンケート調査の結果について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉法人における改正社会福祉法への対応状況等の把握を目的に、全国の社会福祉法人9,009法人にアンケート調査を実施しました。

■実施期間：平成29年4月24日（月）～平成29年5月12日（金）

■有効回答数3,710件、有効回答数41.2%

（詳細はこちらから <http://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/scr/rr17003.pdf>）

- 地域における公益な取組みについては「法人単独で実施予定」が38.0%、「他法人と連携して実施予定」が10.4%、それらの両方を実施予定との回答が3.2%
- アンケート回答時点での社会福祉充実残額の見込みについて、「生じる」と回答した法人は全体の7.4%、「生じない」と回答した法人は70.8%、「試算していない」と回答した法人が21.8%
- 「社会福祉充実計画の策定内容」については、「社会福祉事業」が95.4%
- 「社会福祉事業の具体的内容」については、「既存施設の建替・増改築等」が51.5%、「新規事業開始」が25.7%、「職員処遇改善」および「職員教育訓練」といった職員にかかわる事業が16.8%

福祉医療機構から提供を受けた、本調査の東京都分を抜粋したデータ回答数202法人による状況は以下の通りです。

- 「運営事業」については、「高齢者福祉事業のみ」（52法人、25.7%）、「児童福祉事業のみ」（78法人、38.6%）、「障害者福祉事業のみ」（35法人、17.3%）、「その他の事業のみ」（2法人、1.0%）、「複数事業」（35法人、17.3%）
- 「地域における公益的な取組み予定」については、「法人単独実施」（72法人、35.6%）、「他法人等と連携実施」（30法人、14.9%）、「単独・連携」（8法人、4.0%）、「未定」（92法人、45.5%）
- 「社会福祉充実残額の見込み」については、「生じる」（11法人、5.4%）、「生じない」（158法人、78.2%）、「試算していない」（33法人、16.3%）
- 「社会福祉充実計画の策定内容」については、「社会福祉事業」（5法人、45.5%）、「未定」（6法人、54.5%）
- 「社会福祉事業の策定内容」については、「新規事業の開始」（3法人、60.0%）、「既存施設建替え・増改築等」（2法人、40.0%）

全国・東京ともに、「地域における公益な取組み」については、「未定」の法人が4割以上を占める状況にあり、「社会福祉充実残額の見込み」については、7割以上の法人が「生じない」という結果となっています。

■ 全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）への加入のご案内

全国経営協では、社会福祉法人の経営力向上を目的に、法人経営に資する事業を行い、会員の法人経営を支援しています。また、「自主性・自律性をもった法人経営の実現」に向けて、厚生労働省をはじめとする関係機関へ意見表明を行い、法人経営の実態に即した社会福祉制度の実現への取組みを展開しています。

「改正社会福祉法の施行」、「福祉ニーズの変容」、「社会福祉法人に向けられる指摘」が生じている時代において、「ガバナンス強化の徹底」「地域共生社会の実現」「広報戦略」「強固な財務規律の確立」という視点で法人経営をサポートしています。

都内の社会福祉法人で加入されていない法人におかれましては、今後の加入についてご検討いただきますようご案内いたします。



みんなの「生きる」を 社会福祉法人

全国経営協が作成した「社会福祉法人ロゴマーク」

全国経営協の会員になると・・・(全国経営協ホームページ <http://www.keieikyo.gr.jp/> より)

- 経営協の活動成果をさまざまな資料としてお届けします
- 毎月、会報『経営協』をお届けします
- 制度の動向に関する最新情報、関連資料をお届けします
- 各種研修会に参加できます
- 会員法人 MY ページがご利用になれます

法人・施設経営に関する各種支援ツールやモデル規程、事例集など、会員法人専用の情報を掲載している「会員法人 MY ページ」がご利用いただけます。

また、会員法人の情報発信を行うことができ、第2のホームページとして（ホームページのない法人にとっては、法人ホームページの代わりとして）ご活用いただけるほか、メールニュース「経営協情報」のバックナンバーなどがご覧になれます。

全国経営協への入会について

東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当

電 話 03-3268-7192 FAX 03-3268-0635

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

役員改選期でスタートが遅れ、この機関誌「法人協」の発行が少し遅れました。継続して広報委員会を担当させていただきます。年間計画を策定し（当然のことですが）、法人協の中でも最高の出席率を誇る広報委員のみなさんの協力に支えられながら、微力ですがやってみようと思います。

改正社会福祉法が本格的に施行されましたが、会員法人皆様のところでは既に対応を終えられたことと思います。次号ではこの対応状況が全国的にどのように進捗しているのかもお知らせしようと考えます。

今回の法改正はとても大きなものでした。企業の寿命はおおよそ50年とか云われますが、このことはその組織の寿命を表すものと考えます。社会福祉法人も社会の期待に答え続けるためには、その時代に合った変化を求められるのが必然だと思います。社会の変化が年々早く大きくなっていく中でこれからも変化を求められ続けるのでしょう。しかし、変えなければいけないものがある一方で、変えてはいけない大切なものもあります。外部からの圧力によって変化を余儀なくされていると、この大切なものを手放してしまうように感じます。変えなくてはならないもの、変えてはならないもの、見極めなくてはなりません。

事務局も高村さんから高橋さんになりました。よろしくお願いいたします。（徳心会 関根）

法人協 第31号

発 行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人協議会 会長 品川 卓正
編集人 社会福祉法人協議会 広報委員長 関根 陸雄
発行日 平成29年9月1日